（予防接種実施規則の一部改正）

第二条　予防接種実施規則（昭和三十三年厚生省令第二十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第十章　（略）	第一章～第十章　（略）
第十一章　ロタウイルス感染症の予防接種（第二十二条）	（新設）
第十二章　インフルエンザの予防接種（第二十三条）	第十一章　インフルエンザの予防接種（第二十二条）
第十三章　高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種（第二十四条）	第十二章　高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種（第二十三条）
附則	附則
（接種用器具の滅菌等）	（接種用器具の滅菌等）
第三条　（略）	**第三条**　（略）
2　注射筒、注射針、多圧針及び経口投与器具は、被接種者ごとに取り換えなければならない。ただし、予防接種を受けることが適当でない者として厚生労働省令で定める者は、予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）第二条第二号から第十号までに掲げる者とする。	2　注射筒、注射針及び多圧針は、被接種者ごとに取り換えなければならない。ただし、予防接種を受けることが適当でない者として厚生労働省令で定める者は、予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）第二条第二号から第九号までに掲げる者とする。
（臨時の予防接種）	（臨時の予防接種）
第六条　法第七条に規定する厚生労働省令で定めるときは、ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風、麻しん、風しん、日本脳炎、結核、Ｈｉｂ感染症、肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘、Ｂ型肝炎、ロタウイルス感染症、インフルエンザ又は肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）の臨時の予防接種に係る接種方法及び接種量は、次章から第十三章までに定めるところを標準とし、被接種者の年齢、身体の状況、既に受けた当該予防接種の回数等に応じて決定しなければならない。	**第六条**　法第七条に規定する厚生労働省令で定めるときは、ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風、麻しん、風しん、日本脳炎、結核、Ｈｉｂ感染症、肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘、Ｂ型肝炎、インフルエンザ又は肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）の臨時の予防接種に係る接種方法及び接種量は、次章から第十二章までに定めるところを標準とし、被接種者の年齢、身体の状況、既に受けた当該予防接種の回数等に応じて決定しなければならない。
第十一章　ロタウイルス感染症の予防接種	（新設）
（接種の方法）	
第二十二条　ロタウイルス感染症の定期の予防接種は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。ただし、市町村長が当該各号に掲げる方法によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、これらに準ずる方法であって、接種回数、接種間隔及び接種量に照らして適切な方法で接種を行うことができる。	（新設）
一　経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチンを二十七日以上の間隔をおいて二回経口投与するものとし、接種量は毎回一・五ミリリットルとする方法	
二　五価経口弱毒生ロタウイルスワクチンを二十七日以上の間隔をおいて三回経口投与するものとし、接種量は毎回二ミリリットルとする方法	
第十二章　（略）	**第十一章**　（略）
第二十三条　（略）	**第二十二条**　（略）
第十三章　（略）	**第十二章**　（略）
第二十四条　（略）	**第二十三章**　（略）
附　則	**附　則**
（急性灰白髄炎の臨時の予防接種の特例）	（急性灰白髄炎の臨時の予防接種の特例）
第四条　急性灰白髄炎の臨時の予防接種は、当分の間、第八条の規定にかかわらず、経口生ポリオワクチンを経口投与することができることとし、その場合の接種方法及び接種量は、別に定める。	**第四条**　急性灰白髄炎の臨時の予防接種は、当分の間、第八条の規定にかかわらず、経口生ポリオワクチンを経口投与することができることとし、その場合の接種方法及び接種量は、別に定める。この場合において、第三条第二項中「及び多圧針」とあるのは、「、多圧針及び経口投与器具」とする。